

# 「変化する社会と医療保険 ～健保組合の新たな挑戦～」

2024年3月4日（月）



日本労働組合総連合会（連合）

総合政策推進局長 佐保 昌一

# 連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会 ーまもる・つなぐ・創り出すー」

連合は“働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会。加えて、「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会”の実現をめざしている。

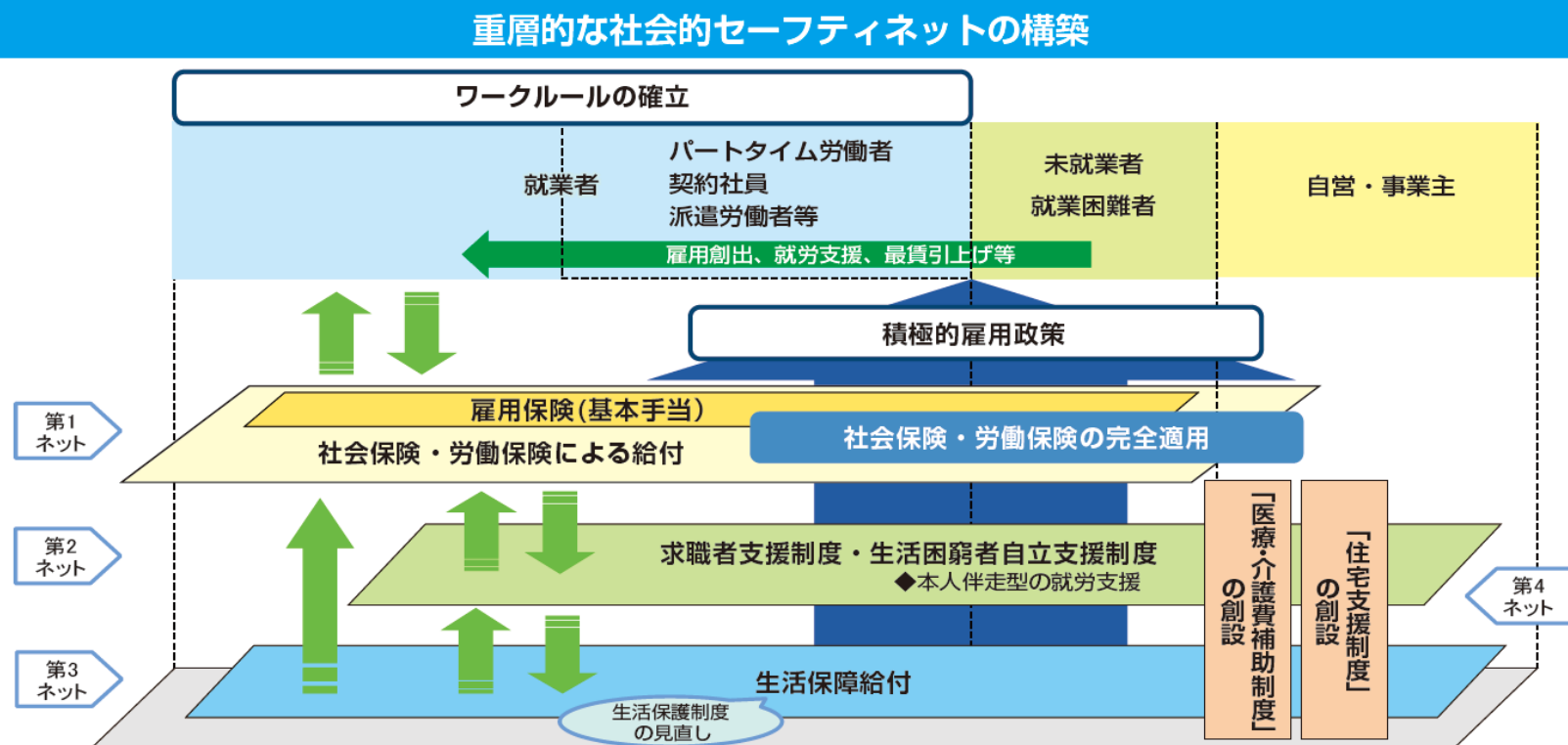
実現に向けた政策パッケージ



# 連合がめざす姿 ～社会的セーフティネット～

## 連合の考え方

- 生活上の困難に直面しても、公的支援制度の狭間に陥ることなく重層的な社会的セーフティネットを利用でき、複雑化・多様化する課題に対応できるようにすることが必要。
- まずは質の高い安定した雇用、建設的な集团的労使関係の構築、社会保険の完全適用が重要。

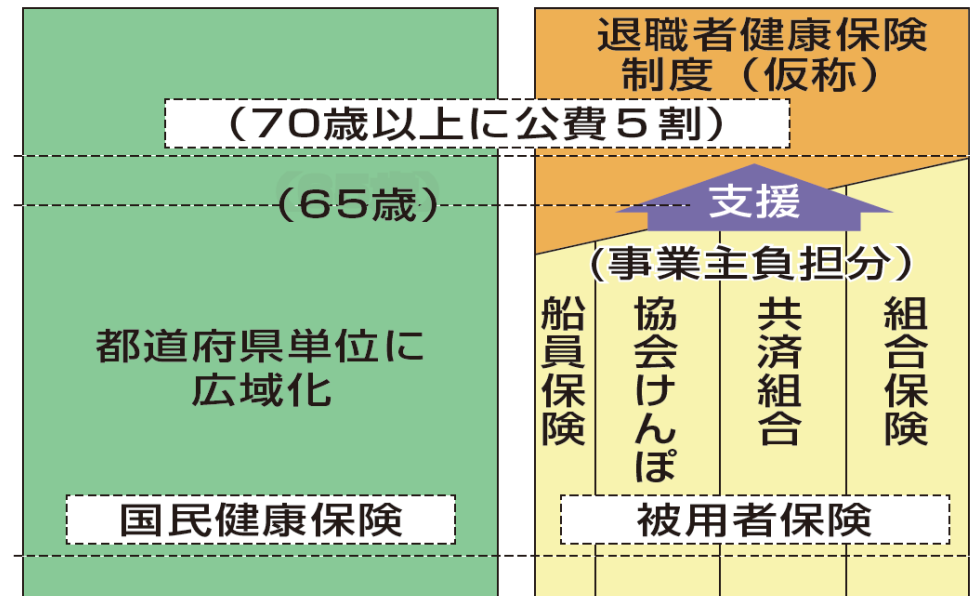


# 連合がめざす姿 ～医療～

## 連合の考え方

- 都道府県毎に国が定めた診療科ごとの医師数等の目安を超える地域での保険医の登録や診療所の開設について、地方厚生(支)局は登録・指定を行わない。なお、病院勤務医は制限に含めない。
- 医療受診時に「家庭医(仮称)」の受診を原則化し、必要に応じて高度医療への連携を行う等、医療機関の機能分化を徹底する。
- 窓口負担は、就学前は無料、その他は年齢にかかわらず原則3割とし、応能負担とする。
- 退職者が加入する“退職者健康保険(仮称)”を創設し、保険者機能を強化する。
- 「人生会議」を普及し、患者が自らのターミナルケアを選択できる体制を整備する。
- 適切な情報提供にもとづく個人の主体的な意志を前提に、個々の健康状況等に応じた積極的な取り組みを評価する仕組みを創設する。

### <退職者健康保険(仮称)のイメージ>

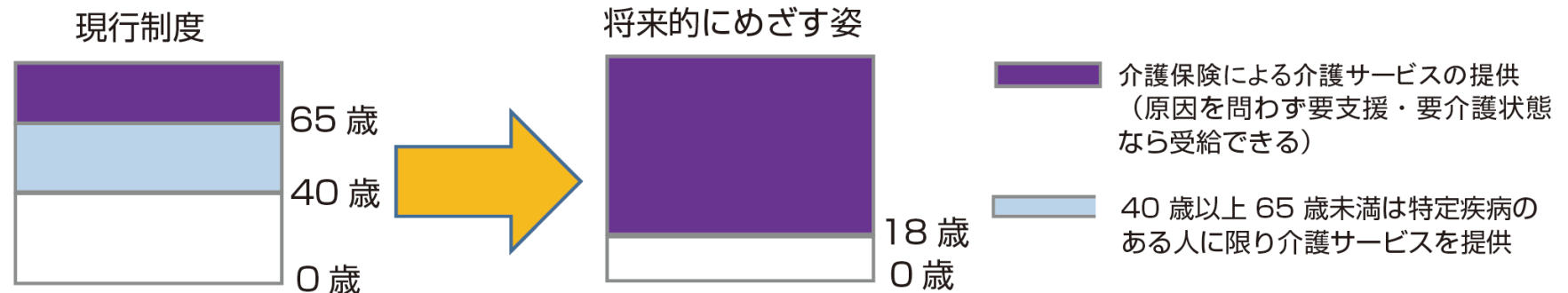


# 連合がめざす姿 ～介護～

## 連合の考え方

- 在宅ケアを支えるサービスの充実など、地域包括ケアを推進する。
- 介護専門人材の育成と継続的な処遇改善により、人材を確保する。  
介護現場で働くすべての労働者の賃金は全産業平均との格差を是正するとともに、利用者やその家族からの介護労働者へのハラスメント防止対策の制度化など、労働環境の改善で離職防止策を強化する。
- データや新技術の積極活用による効率的な介護を実現する。
- 家族等介護者（ケアラー）、ヤングケアラーへの支援を強化する。
- 早期発見・治療や情報提供、生活・就労・移動・相談支援など認知症の人への支援強化
- 介護保険制度の普遍化

### <介護保険制度の普遍化のイメージ>



※障がい者については、財源や給付制度のあり方を早急に検討し、障がい者独自の介助ニーズへの支援のあり方など制度設計の見直しをはかる。



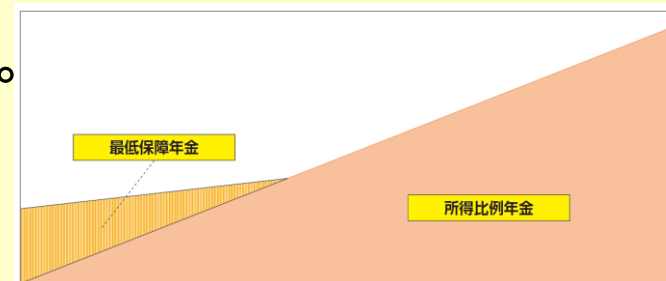
# 働き方に中立的な社会保険制度等のあり方に関する 連合としての検討の方向性(素案) ※検討中

社会保険制度、税制、諸手当等について、良質な雇用の拡大と完全雇用の実現を前提に、就労を阻害せず働き方に中立的な制度の構築をめざす。

## 社会保険制度

- 全労働者に社会保険を完全適用する。
- すべての者が加入する所得比例年金制度を構築する。
- 第3号被保険者制度を廃止する。

<所得比例年金制度のイメージ>



## 税制

- 配偶者控除を含む人的控除は、社会保障給付や各種支援施策等に振り替える。  
残すものは所得控除から税額控除に変える。
- 「給付付き税額控除」の仕組みを構築する。

## 諸手当等

- 社会情勢や働く人の意識の変化を踏まえた諸手当等の見直しについて、労使で必要な検討を行う。

# 保険者に期待する機能

- 健康診査や保健指導の実施、後発医薬品の使用促進などの取り組みは、健康の維持・確保、医療費削減といった目標を、労使と保険者が共有し、一致して取り組むことによって成果が上がるもの。保険集団の連帯が保険者機能の発揮にとって重要な基盤であり、またそれを後押ししているということもできる。
- 保険者が労使自治のガバナンスにより、主体的に医療費の抑制、保険者財政の健全化、加入者の健康増進などの取り組みを積極的に進めることが重要。加えて、保険者には、医療提供者との交渉力の発揮や、医療提供者との情報の非対称性を埋める、被保険者・患者の代理人としての役割も期待。
- 労使の自治によるガバナンスを基本に、被保険者及び患者の立場を支援し、医療提供者と対峙する力を持つための専門性が発揮される体制とそのための人材の確保が重要。